

比較社会文化研究院等動物実験委員会内規

(設置)

第1条 九州大学動物実験委員会規程（平成17年4月1日施行）第4条の規定に基づき、比較社会文化研究院及び地球社会統合科学府（以下「研究院等」という。）に、比較社会文化研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 適正な実験動物の飼育・保管に関すること。
- (2) 動物実験の立案、実施等に係る指導、助言及び自己点検・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 比較社会文化研究院長
- (2) 九州大学動物実験規則第9条に規定する比較社会文化研究院等動物実験主任者
- (3) 比較社会文化研究院の教員の中から選ばれた者 若干人
- (4) 実験動物学を専門分野としている者 若干人
- (5) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、委員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、比較社会文化研究院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年3月18日から施行する。